

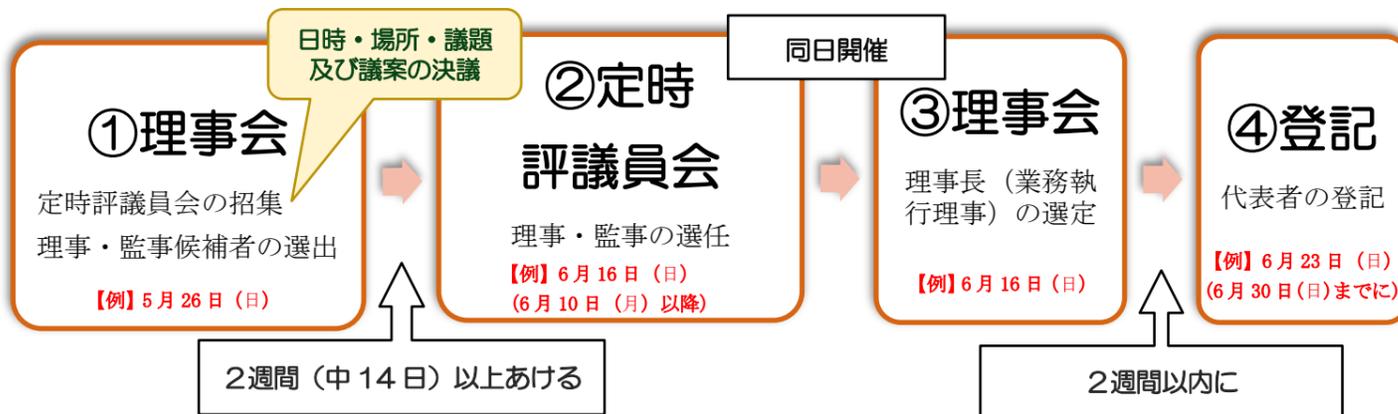


役員を選任手続について



2019年度の理事・監事の改選に関するお問い合わせが増えてきました。そこで、役員を選任手続を円滑に進めることができるように、よくあるお問い合わせ事項をまとめました。ご不明点等ありましたら、町田市指導監査課までお問い合わせください。

2019年度役員改選の流れ



① 理事会

- ★まず、次期の理事・監事候補者を理事会で選任します。
- ★次に、定時評議員会の招集事項の中で、理事・監事の選任議題及び議案を含めて決議を行います。
- ★なお、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、現監事の過半数の同意を得なければなりません(法第43条3項)。再任の場合も同様です。
→具体的には、議事録に同意があった旨を記載する、同意書をもらうなどの方法があります。
監事のどちらかが欠席した場合は、定時評議員会までに同意書をもらうようにしてください。

② 定時評議員会

- ★定時評議員会で、理事・監事の選任決議を行います。
 - ★定時評議員会では、計算書類の承認決議も行うため、①の理事会から2週間(中14日)以上あけて開催する必要があります。
- ※理事会で承認された計算書類を定時評議員会の2週間前から事務所に備え置き、閲覧に供するため。

③ 理事会

- ★②の評議員会により選任された新理事・監事が出席する理事会で、理事の中から理事長(及び業務執行理事)を選定します(法第45条の13第3項)。
- ★法人代表者が不在の期間をできるだけ短くするために、②の評議員会の後、同日に理事会を開催して、理事長を選定することが望ましいです。
- ★同日開催の場合の理事会開催にあたっては、招集手続の省略をすることになる※1ので注意してください(法第45条の14第9項、一般法人法第94条第2項)。

※1

本来、理事会を開催するには、1週間(中7日)前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発出する必要があります。しかし、同日開催の場合、直前の評議員会で選任された理事・監事が当該理事会に出席することとなり、1週間前までに招集通知を発出することができません。このため、理事・監事の全員の同意を得て、招集の手続を省略します。

理事会招集手続の省略

法及び定款に定める理事会の招集手続をとらない場合は、理事・監事の全員の同意を得て理事会を開催します。同意の方法については法律上規定がないので、書面、口頭、電話でも構いません。しかし、全員の同意があったことが後日確認できるよう記録に残す必要があります。そこで、理事会の議事録に当該同意があった旨を記録しておくのが望ましいです。

④ 登記

- ★理事長を選定した③の理事会から2週間以内に、代表者登記を行う必要です。再任の場合も、登記が必要で。

～ 新たな任期・就任日について ～

任期：2019年〇月〇日から2021年の定時評議員会の終結の時まで
(選任決議を行った定時評議員会の日)

就任日：就任承諾書の日付